

第141回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和元年9月30日（木）9:00～11:10

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

高市総務大臣、長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官
統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、永島次長、柴沼次長
政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、金子統計審査官

4 議 事

- （1）公的統計の総合的品质管理を目指した取組について（建議）
- （2）諮問第131号の答申「国勢調査の変更について」
- （3）諮問第132号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」
- （4）毎月勤労統計調査について
- （5）平成30年度における官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について
- （6）令和2年度統計改革に関するリソースの要求状況について
- （7）人口動態調査の変更について

5 議事録

○櫻川総務省統計委員会担当室長 本日は、冒頭と建議の手交の際に報道のカメラが入り

ます。これからカメラ撮りを可といたします。

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 141 回統計委員会を開催いたします。

後ほど高市早苗総務大臣に御出席いただく予定です。また、本日は、長屋総務審議官に御出席いただいております。

本日は、第 6 期統計委員会として最後の委員会となります。

それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡単に説明と確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容の説明と併せて確認させていただきます。

本日は、建議が 1 件、答申が 2 件、その他の案件が 4 件です。

まず、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（案）が資料 1、諮問第 131 号の答申「国勢調査の変更について」が資料 2－1 から 2－3、諮問第 132 号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」が資料 3－1 及び 3－2、「毎月勤労統計調査について」が資料 4－1 及び 4－2、「平成 30 年度における官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について」が資料 5－1 及び 5－2、「令和 2 年度統計改革に関するリソースの要求状況について」が資料 6、「人口動態調査の変更について」が資料 7 です。

議事の説明と資料の確認は、以上です。

○西村委員長 ただ今、事務局から説明があったとおり、本日は、建議及び答申のほか、毎月勤労統計調査、平成 30 年度における官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況、令和 2 年度統計改革に関するリソースの要求状況、人口動態調査の変更について説明があります。本日は、このような議事にしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

（カメラ撮影終了）

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。

点検検証部会に御審議いただいていた「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」についてです。

部会での審議結果について、河井委員から御説明をお願いいたします。

○河井委員 9 月 13 日に行われました第 11 回の点検検証部会及びその後のメール審議によって、提言の部会としての案の取りまとめを行いましたので報告いたします。お手元にある資料 1 を御覧いただければと思います。

点検検証部会においては、6 月以降、さきに取りまとめました再発防止策の内容を踏まえて重点審議を行ってまいりました。重点審議では、課題の重要性や発生頻度が高いと考えられる個別の事例につきまして、事例に取り上げた府省だけではなくて、他の府省においても問題発生の未然防止や統計の品質改善のための留意点を得るという観点から行いました。より掘り下げた審議を行っております。

重点審議のテーマにつきまして、資料 1 の、ページ数を振ってないのですが、3 枚目に目次がありますけれども、その裏のページです。目次の第二部のところに重点審議結果と

記載してありますが、項目としては5つ、毎月勤労統計調査、最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、学校基本調査（学校システム変更の柔軟性について）、5つ目はプログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止についてという項目になっております。

今回の提言案は、今、御覧いただいた目次からも分かりますが、2部構成となっております。まして、前半につきましては6月の建議の内容と実質的に同じものですが、審議の過程で新たに発生した厚生労働省の調査での事象、問題を踏まえて対策を追加しております。後半につきましては、重点審議の結果を取りまとめたものになっております。

本日は、追加されました重点審議の結果の概要につきまして説明いたします。

まず、第二部の最初のページが14ページとなっております。14ページには、まず、総論を記述しております。ここでは先ほど述べました重点審議の目的や対象について説明した上で、ちょうど中ほどに①から⑦までありますが、この7つの項目を重点の課題として指摘しております。1つ目は利用者に対する正確な情報の適時・適切な提供、2つ目は外部検証可能性の確保、3つ目は業務の可視化・透明化を通じた業務管理体制の強化、4つ目は統計の再現性確保等を意識した、文書やデータの適切な保存・管理の徹底、5つ目は調査現場における履行状況の把握・確認の強化、6つ目は適切な人材育成・確保と的確な引継ぎを含むノウハウの明確化・共有、最後は統計の目的や必要性に照らした調査設計等の見直しです。

16ページ以降は個々のテーマについての記述になっています。

一番最初の毎月勤労統計調査につきましては、事案の重大性を確認した上で、調査や推計方法、標本誤差などについて詳細な情報を開示することで統計の適切な利用に資するとともに、ルール整備など外部検証可能性の確保を図るべきこと。もう一つは、業務を可視化して実効あるガバナンスを確立するとともに、ブラックボックス化が指摘されている現行のシステムから脱却すべきことを指摘しております。

21ページからの最低賃金に関する実態調査につきましては、いわゆる政策部局が実施する調査であることを踏まえて、省内の統計部局との密接な連携・相談の必要性を指摘した上で、具体的な調査ニーズに応じた調査設計の見直し、適切な調査票データの保存・管理の重要性などを指摘しております。

次に、3つ目は25ページからの労務費率調査につきましては、最低賃金に関する実態調査と同様、統計部局との密接な連携・相談の必要性を指摘した上で、具体的な調査ニーズに応じた調査設計の改善の必要性、情報開示の徹底などを指摘しております。

4つ目は27ページの学校基本調査についてですが、こちらはシステム変更の柔軟性について議論したものです。こちらでは業務システムのブラックボックス化の未然防止等を図る上での教訓を得るためのものであるということをもとに最初に記載した上で、新しいシステムの構築の際、優先すべき事項が何なのか、専門性を有する職員の継続的な配置など体制確保の必要性を指摘しております。

最後は30ページからプログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止についてです。こちらは多くの府省で行われておりますプログラム開発の外注における教訓を得るために設定されたものであるということをもとに明らかにした上で、仕様書や指示書等における作業内容

記載の明確化の必要性、プログラムテスト等による業務履行状況のチェックの有効性などを指摘しております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

今回の提言は2部構成となっており、前半は6月に委員会が建議した内容とほぼ同じ内容ですが、厚生労働省のいわゆるメイキング事案が発生しましたので、それを踏まえた対策強化の部分を追加したものです。

後半は重点審議を取りまとめた部分で、個別課題について審議したのですが、直接の関係府省だけでなく、他府省において問題の未然防止や統計の品質改善に取り組む際の留意点などについても指摘する内容となっています。各府省には、これを踏まえ、工程表を作成するなど、計画的かつ具体的な対応をお願いしたいと思います。

また、今回の提言を決定した後は、重点審議結果も含め、政府における取組状況を統計委員会として継続的にフォローアップするということが極めて重要になると思っております。

それでは、ただ今の河井委員の御説明につきまして、御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。

それでは取りまとめたいと思います。

案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。それでは、案のとおり決定いたします。

点検検証部会に所属されている委員の方々におかれましては、平成31年2月から8か月と長きにわたる部会での御審議、どうもありがとうございました。建議につきましては、後ほど高市総務大臣が統計委員会に御出席されるということですので、その際、お渡しいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第131号の答申「国勢調査の変更について」の答申案ですが、白波瀬委員が所用で遅れているために、人口・社会統計部会からの答申案につきましては白波瀬委員到着後としまして、次の議事は毎月勤労統計調査についてとします。

それでは、次の議事に移ります。

今回は2つのテーマを取り上げます。

まず、「統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する厚生労働省からの回答を審議します。本年3月に送付された要望書では、まず、「(1) 東京都・500人以上部分の復元について」、「(2) 不適切処理の経緯について」、「(3) 再発防止策について」の3点について回答を求めていましたが、今回はこれまでに回答が得られていなかった「(3) 再発防止策」について御説明いただきます。

2つ目のテーマは、引き続き、平成16～23年までの遡及データの推計方法の審議を行います。

それでは、厚生労働省から2つのテーマについて、続けて御説明をお願いします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当）では、厚生労働省から説明させていただきます。

まず、資料4-1です。「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する回答です。

冒頭のところに記載しておりますけれども、3月18日及び4月18日の統計委員会で、この要望につきまして提供できる情報を報告いたしました。その際には、まだ点検検証部会からの検証はこれからということでしたけれども、政府全体の統計改革の議論と整合性をとりながら、今後更なる検討を進める旨を説明させていただき、ただ今西村委員長からお話がありました（3）再発防止策については十分な回答ができていなかった状況です。こちらにつきまして、本日回答させていただきます。

8月27日付で厚生労働省におきまして、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を取りまとめました。これを踏まえまして、近々、その工程表——本日、まだこの時点では出来上がっていないのですけれども、工程表を取りまとめる予定となっております、その工程表に含まれる内容を踏まえて、今後の対応策を報告させていただきたいと思います。

御要望の再発防止策につきましては、まず、総論が最初にございましたので、下の四角でくくっております総論、①について回答させていただきます。

おめぐりいただきまして、次の2ページです、こちらにつきましては、平成31年2月27日付で厚生労働省におきまして特別監察委員会で追加報告書をまとめていただいて、再発防止策につきましては統計委員会で4月に報告させていただきました。これはあくまでも厚生労働省において取り組むことができる一案として提案されたものですので、これを踏まえつつ、その後、総務省の統計委員会における政府全体の統計改革の議論と整合性をとりながら、更なる検討を進めていくこととしたものです。委員からの意見書の指摘を踏まえまして、今年7月に統計技術的・学問的な観点からの再発防止策を検討するというところで、厚生労働省において有識者懇談会を開催しまして、3回にわたり議論させていただきました。この懇談会においては、統計委員会の第一次再発防止策との整合性をとることについて強く意識しながら議論いただきまして、8月20日に提言を取りまとめいただきました。それを踏襲する形で、先ほどのビジョンを取りまとめたところです。下から2つ目の○ですけれども、この懇談会の提言におきましては、第一次再発防止策を前提とした上で、統計の仕様や品質に関する情報の開示など、統計の作成過程などの透明性の確保を図りつつ、EBPMの推進など、利活用を通じて統計作成担当者が説明責任を果たすとともに、使われ方を意識することによって、統計の質を向上させていく重要性などが強調されたところです。この提言を踏まえ、ビジョンにおきましては第一次再発防止策等を厚生労働省において実施するべく整理し直しまして、更には別の章になりますけれども、調査票情報の二次利用等につきまして、有識者委員から成る検討会を設置することや、利活用促進のために省内におきましてプロジェクトチームを設置することなどを盛り込んでいるところです。今後は、厚生労働省の統計改革ビジョンや、今般取りまとめられます総務省の統計委員会の報告書の着実な実施を通じて再発防止に努めてまいりたいというのが総論への回答です。

続きまして4ページ、今度は再発防止策についての各論です。

各論の中で、1)ですけれども、個票データ及び集計関連情報など統計作成に必要なデータの長期保存につきましての御質問です。その回答が下のところです。こちらにつきましても、ビジョンの中に記載しておりますけれども、「総務省が作成・提供する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的な業務マニュアルを作成し、そのルールに基づいた業務遂行を実践する」とビジョンで提示させていただいております。具体的なものとしては、下に記載してあるものですが、1つには令和2年度の予算概算要求におきまして、これらの一連のプロセスを可視化した標準的なガイドラインを作成するというものを予算要求しておりますとともに、その予算をもちまして来年度、委託調査によりガイドラインの作成を検討しております。実際、その中に記載することは下に記載してありますような公表ルールですとか保存ルールを明確にしてガイドライン等を作成することを考えております。また、ガイドラインで定めたルールに基づきまして、データの保管状況ですとか記録の保存状況等を定期的に点検する体制も構築していくこととしておりまして、このような定期的な点検を通じて過不足のないデータ・情報の保存・提供を可能とする体制を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、5ページになりますけれども、今度は各論の2つ目です。ここは2つの問いにまとめて答えさせていただいております。1つは、学界をはじめとする統計利用者の要望やニーズを把握し、迅速かつ適切に反映する仕組み作りですとか、あるいは新しいニーズに迅速に対応する統計システムの整備への御質問がございました。こちらの、組織体制とか組織文化の一掃に向けた人事システムの見直しについては、この次のページで説明させていただきます。システムを見直した上で、継続的に、外部有識者の目により定期的に厚生労働統計の在り方等を検討していくということで、今回の統計改革ビジョンのフォローアップや見直しをやっていく点も含めて、厚生労働省で学識経験者等による常設の検討会、統計改革を推進するための検討会というイメージを持っておりますが、その検討会を設置して、そこで検討していきたいと考えております。また、検討会自身の位置付けは、厚生労働省では公労使による合意形成ということでやっていく面が多いのですが、これについてはややなじみにくいという面もありますので、統計の在り方考えるのにふさわしい委員構成等を検討していきたいと考えております。この検討会につきましては、今年度、その位置付けとか体制を確定させたいと思っておりますし、また、今般、取りまとめられます統計委員会の先ほどの報告書ですとか、あるいは内閣官房における総合的対策の検討状況についても、適宜、ビジョンの見直しに反映させて、この検討会においてフォローアップ等を行ってまいります。

次に6ページです。これは再発防止の各論の4番目に対応するものですが、統計技術的な観点を統計組織に定着させる人事システムへの変更等々に係る部分です。こちらの下に記載しておりますけれども、そのような高度な専門家を計画的に確保・育成する人事システムへの変更につきましては、まず、①としまして、研修システムを見直していきたいと考えております。段階的な研修体系を整備して、統計担当の職員を対象に、体系的

な研修の強化を図り、順次実施していきたいと考えています。また、人事システム自身につきましても、職員の統計人材プロフィールの整備を行って、それに基づいて来年度以降、統計人材を計画的にキャリアアップさせていくことを考えております。また、実際作成された統計がどのように利活用されているか、ユーザーの視点に立った統計作成も大事かと考えますので、来年度以降、順次、省内の政策所管部局との人事交流や、更には他府省、民間の研究機関との人事交流を推進してまいりたいと考えています。基幹統計など重要な統計につきましても、やはり経験者を中心に作成することができるという計画的な人材配置にも努めてまいりたいと考えております。また、③にありますけれども、外部人材の積極活用の観点から、来年度の予算概算要求において、当省の統計幹事の補佐を担当する専門家を配置するための予算も要求しています。更には、最後の○ですけれども、内閣官房から派遣される形で配置されております統計分析審査官とも連携しつつ、統計に関するリスク管理が適切に行えるような体制整備に努めてまいりたいと考えております。

最後、7ページの再発防止策について、具体的にどのようなことが考えられるか、2つほど例えばという形でご提案いただいております。毎月勤労統計調査の制度に関する情報の公開に係る部分ですとか、あるいは学界において今回のような事案が発生した場合には、それに対してきちんとチェックする体制が構築されていますけれども、どのような形で外部からのチェックの仕組みを取り入れるのが望ましいのかについて御質問いただいております。まず、下の回答の最初のところです。これはこれまでに実施してきた部分です。今般、統計委員会で色々御議論いただいた中で、東京都の500人以上規模事業所につきまして全数調査を6月から行っておりますけれども、その際の情報についての提供。あるいは、毎月勤労統計調査の31年1月の標本入替の影響、更には一般的な毎月の回収率等の情報提供にも努めてきたところです。また、それ以外の分析等統計委員会等でお示ししたのものにつきまして、ホームページでリンクを張るなど取り組んできたところです。

次の8ページです。このような統計調査の内容や手法、計画とのかい離や誤りなどについて、外部からチェックする仕組みについては、今回の統計委員会での再発防止策を踏まえ、7月26日付で配置されました統計分析審査官との連携の上で、4つほど記載しております。①、集計結果の公表前の分析審査の導入、②、公表済みの統計の点検や誤りの是正、③、調査設計変更時の影響分析・補正手段の検討、④、誤りが発覚した事案への対応や再発防止策の検討等を実施していく、としているところです。また、先ほど標準的なガイドラインを作成すると申し上げましたが、そのような作成に当たっても、不正発覚時の「対応手順」を明確にして、今後、外部等からの不正の通報に対して対応を行うための相談窓口を設置することとしております。ガイドラインに基づく定期的な点検の整備と併せ、統計の誤りが発見され、かつ、速やかに公表される体制の構築に努めてまいりたいと考えています。

以上が資料4-1の回答です。

続きまして、資料4-2、こちらでこれまで引き続き御審議いただいております遡及推計の説明をいたします。

資料4-2、1枚めくっていただきまして、遡及推計についてとして2ページに全体像

を、現在の状況を記載しております。今回の遡及推計のために必要となる推計は①から③でしたけれども、②と③は既に検証は終わっており、残りが①の検証です。現在の状況について右側に記載しておりますけれども、平成 27 年 1 月のデータを用いて集計値の推計を検証するというのをこれまで実施してきており、指数作成産業が 84 産業ございますので、その点について検証を行う必要があります。前回までに 52 産業を検証し、今回、15 産業の検証を行い、説明いたしますので、合わせまして 67 産業の検証が終了する予定です。これによりまして、全体で指数作成産業は 84 産業あるのですけれども、そのうちの調査産業計を構成する 60 産業については、今回の 15 産業を終えますと、全て終わることになります。これで調査産業計の推計作業はできる準備としての検証ができたこととなります。残りは 17 産業ございますけれども、これは独立した積み上げにはならないものですので、引き続き作業を進めます。一応、区切りとして、全体の産業ができる段階にはなった状況です。

では、具体的な 15 産業につきまして説明いたします。次の資料から全体的な今までの流れを一応見られるよう残しております。そこは説明を省略いたします。まず、10 ページのところは、前回と同じような形で記載しております。上に 3 つの○が記載してありますけれども、2 つ目の○にありますように、積み上げ産業が推計されている場合は、場合分け (5) ①単位産業を推計されたわけなのですけれども、推計されていない積み上げ産業ということで、合計、大分類で E と M と P がございましたので、積み上げの計は出ていないので、ここの部分を推計するのが今回の一つのポイントです。

めくっていただきまして、11 ページ、こちらが今、申し上げたところです。前回は積み上げの計が分かっている、一部ができていなかったということで、ここは 13 ページで検証をやっておりますので、後で簡単に説明いたします。今回のメインはその下の②のところでは E と M と P を作るということです。なお、下の注にございますけれども、E というのは E-1 と E-2 と E-3 という 3 つの構成にしております。消費関連、素材関連、機械関連ですけど、これについて、それぞれやって上で最終的に積み上げた E を作るということです。

次の 12 ページは、前回までやっておりました部分ですけれども、例でいきますと、I を下の例で記載しておりますけれども、積み上げ産業の I の数値が分かっていたときに I-1 と I-2 を作るということです。この場合に労働者数と賃金の積が推計値の方と従来の公表値の値が一定となるということで、式でいいますと、下から 2 行目のところに※がありますけれども、a と r の掛け算と A と R の掛け算の比率が一定と考えて、これで下で A1、A2 を出すということです。

それをやった結果が次の 13 ページになります。こちらは前回やった部分を改めて記載しております。そこにありますように、若干、かい離部分は検証上出ますけれども、ある程度、1 割程度以下に抑えられているところが検証できました。

この応用で、次の 14 ページが今回の推計です。今回は、色のついた四角の枠の中を見ていただければ分かりますけれども、未知の部分というのが積み上げ産業 M です。この場合、宿泊業、飲食サービス業の産業 M を例示しており、この場合の推計値の賃金 W が未知であ

り、また、単位集計産業の中でMが 75、76、77 に分かれるわけですが、このうちMの77だけが推計できている場合の推計です。考え方としては、RとAの掛け算がラージとスモールであります。この推計値の方と、この場合、年平均公表値の間で一定という前提を置きまして、その式を解くことによって、一番下になりますが、Wが求められるというものです。比が一定という前提で、比の置き方も前回、幾つかのパターンを置きましたけれども、今回の場合は1段階方式で、そのやり方での検証に統一しています。この方法によって解けるということで、15ページ以降、各産業の部分で出しています。

15ページは、黄色のところがかかっているところで、下の15ページの表で見ますと、E-1とE15が分からず、それ以外の部分に分かるという前提で、未知の部分を求めるということで、16ページ、めくっていきますけれども、ここも既知の部分だけ黄色にしております。そのような形で計算していったものが、結果のところを示させていただきますけれども、20ページになります。20ページにおいて、E-1から今回の推計したもの。この表の中にEは記載しておりますけれども、E-1、E-2、E-3を積み上げることとなりますので、この時点でまだ記載しておりませんが、一応、個々で推計したものについてかい離を記載しております。ここも前回のところ、(5)①でやったのと同じぐらいのかい離の額ということで、1割ぐらいです。ただ、最後のPとP83がややその中では少し多目になっている感じはいたしますけれども、全体的に10%以下には抑えられているかなと思っております。

次の21ページです。これを基に、大分類と産業計もこれで積み上げることによってできまして、最後、TL—TLというのが産業計ですけれども、産業計まで推計ができるということです。

総括は23ページからなのでありますが、22ページ、1点だけ補足いたします。先ほど申しましたように、Pについてはややかい離が大きく、何か工夫があり得るかというところで記載したものです。ページを戻っていただいて恐縮なのですが、19ページを御覧ください。19ページが実はPの推計の基なのでありますが、ここで既知の部分はPSになります。ただし、※※と記載しておりますのは、これは非公表の数字ですので、この資料上は数字を記載しておりませんが、実際には数字が分かるものです。ここをベースにPとP83の推計になりますが、ただ、御覧いただきましたとおり、PSの割合が非常に小さく、労働者数が一部でして、一部のものから全体を推計するというところの一部が非常に小さい場合ですので、このようなこともあって、実は影響がやや高かったのではないかと、このようなケースにつきましては、22ページのところで、また先ほどのところに戻りますけれども、別のやり方もあり得るということで、こちらに記載しております。PはP83とPSを合わせたものなのでありますが、そのうち、P83が全体の98.6%を占めているので、PとP83を同じと仮定を置いて推計するやり方もございます。その場合には実はかい離が小さくなりますので、このようなやり方も今後、本番の推計の中では活用していきたいということで、紹介させていただきました。

すみません、それでは元に戻りまして、23ページです。23ページが今回の遡及推計の全般のものでして、各産業のかい離額、あるいはかい離率を記載いたしました。このうち、

網かけになっている部分は積み上げになっていない独立したものです。そこはまだできておりませんが、それ以外、積み上げのある部分は全てできたということで、各産業ごとに大きいもので10%ぐらいの乖離率というのは出ております。ただ、それ以下で抑えられて、かなり小さい、0.何%で推計できているところも少なからずあります。その結果、産業分類、計でいきますと、一番最初のところだと、TL1.3%という乖離率で、今回は検証できたということを報告させていただきたいと思っております。このやり方で本番を計算したいと思っております。

以上が今回の全体の報告でした。

25 ページは、そのまとめです。これで一応、産業計を構成する60産業については全てできたという報告で、独立しているものはあと17産業ありますけれども、引き続き並行して作業を進めたいと思っております。

以上が①です。

その後、26 ページ以降は前回の、これまで推計できた部分ですので、説明は省略いたします。今回、これで一通り検証ができたこととなりますので、33 ページに今後の推計作業の概要について、簡単に整理させていただきました。これからこのように進めていくという報告です。

最初の2行目に記載しておりますけれども、推計作業をこのような形で順番に進めていき、途中途中で検証を行って、場合によっては推計方法をより最適なものに見直していくことも引き続きやっていきたいと思っております。推計の構成ですけれども、IとIIと大きく分かれまして、まずは実数集計、実額の集計がございます。毎月勤労統計調査の場合は実額の集計、実数の集計をした上で、指数を作って時系列比較ができるようにしています。ギャップ修正等も行って、指数で前年同月比を作るという作業がありますので、その2段階に分かれることを御承知置きいただければと思います。

まず、実数の集計を始めますけれども、これは平成16年から始めます。この部分につきましては、13年のベンチマーク更新がございますので、そこを踏まえたものになり、平成16年新1月分の従来ベース平成14年改定産業分類による集計結果の前年末労働者数から母集団労働者数を作る作業というのが最初にございます。それがaです。その後、bで実数を実際に集計した上で、cとdが補正です。これは雇用保険のデータ補正のときに出てきたものですが、毎月勤労統計調査データによる補正と、雇用保険データによる補正と2つございまして、特にdの部分につきましては、今般、御審議いただきました推計方法も含めて遡及推計のための補正率を作るという形になり、このcとdを使って翌月の母集団労働者数を作ります。これがeです。eまでやった上で、今度は2月についてbからc、d、eという作業を行い、以降、b、c、d、eという作業を毎月繰り返してやって順次作っていくこととなります。bのところは35頁の課題が判明とあるのですが、これは後ほど説明させていただきます。今、ここの部分の作業を検討しているところです。

次の34ページのところは、そこ以降、また同じ繰り返しになるのですが、(2)のところはベンチマーク更新が入りますので、ベンチマーク更新が入った部分につきましてはギャップ率を用いて母集団労働者数を作成しないといけないということで、平成21

年のところで一旦区切りができます。そこでまた、それ以降、b、c、d、eの作業を繰り返すことによって、この場合ですと、1年間分の実数を作ります。平成22年1月は、今度は、産業分類変更がございますので、ここの部分での組換えとした母集団労働者数を作るということですか、あるいは今回御審議いただきました②の方法での抽出率逆数を使用する作業があります。それ以降、また繰り返すことによって、平成23年の部分まで作るというのが実数です。この実数を踏まえて、Ⅱの指数となりますけれども、これは実数をベースに平成27年の平均を100とする指数を作るということで、その上で雇用指数と賃金・労働時間指数、これはベンチマークの部分とかギャップ調整の関係がありまして、区切りが違う部分がありますけれども、いずれにしても、ここについて区切りのところで一旦、ギャップ修正等を踏まえつつ、作業をしていくことで、最終的な指数を作成したいと考えています。

最後、35ページのところは、現在やっております平成16年1～12月分の数字を作る、実数を作るところで、課題が出ておりまして、これで別に作業は進めないということではもちろんないのですけれども、調査票情報に平成16年当時は旧平成5年改定産業分類で調査していたので、その部分の記載はあるのですけれども、平成14年改定の産業分類がその調査票には付与されていないということで、何らかの形で作業をしないとイケない状況です。下の必要となる対応のところがございますけれども、平成16年以前の指数と接続するのは平成14年改定の産業分類による集計結果になりますので、何らかの形で平成14年の改定の産業分類を平成16年の1～12月分に付け変える必要があるということです。作業的には、そこにありますように、最後の「・」の1つ目ですけれども、平成17年以降にその事業所がございましたら、そこには平成14年改定産業分類が記載されておりますので、それは転記すれば終わりです。問題は平成17年以降に調査票情報がないものにつきましては、何らかの形でそこについて転記の作業をしないとイケないということで、その部分の当時の作業のデータがまだ今のところ、見つかっておりません。見つければ、そのまま転記できるのですけれども、そうでない場合は産業分類が一意に定まらない場合ですので、それほど多くはないのですけれども、一定の前提を置いた上での推計した記載という形にならざるを得ません。そのようなことで、今、作業を進めているところです。

すみません、少し長くなってしまいましたけれども、以上が私からの説明です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、まず最初の部分、資料4-1の厚生労働省への情報提供の要望に対する回答について、まず御質問、御意見等をお願いしたいと思います。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 資料4-1の4ページの回答の1つ目の○のところに、3行目ですか、統計の企画から公表、データの保管まで云々で標準的な業務マニュアルを作成しというのがあります。2つ目の○は統計の企画から公表、データ保管まで云々で標準的なガイドラインを作成ということで、これは厚生労働省の統計改革ビジョン2019にもあったフレーズかと思いますが、私は個人的には賛成ですけれども、具体的にこうした形で品質を管理する対象の統計につきましては、当面、課題の大きな統計からやっていくとしまして、最終的にどこまで対象とする統計を広げていくお考えなのか、少しその辺りを教えていただきたい

と思います。

○西村委員長 どうぞ。

○菱谷厚生労働省政策統括官付参事官付統計・情報総務室企画官 御指摘の趣旨ですけれども、まず、当然、基幹統計、一般統計、当然、対象になるということにして、その上で例えば業務統計みたいなものをどうするかという御指摘だと思います。業務統計につきましても、基本的にはこういうルールにのっとして対応してもらおう。ただ、業務統計、それぞれ色々な性格がありますので、まずは標準的なガイドラインを踏まえていただくということが前提で、実態把握として今年度、調査をして、その状況を踏まえながら、ものによっては完全に準拠できないところもあるかもしれませんが、そこも良く精査してまいりたいと考えております。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。この点については色々と議論があったところで、北村委員、何か追加的なことがあればどうぞ。

○北村委員 色々な委員会とか検討会を構成される学識経験者の常設の検討会など、色々提案されているのですが、統計委員会の方にもそういう色々なガイドラインなど考えるところがありますので、なるべくあまり労力が重複しないようにきちんとガバナンスを考えて、意思疎通を風通し良くしてもらって、本当に厚生労働省で考えなければいけない問題を集中的にそちらの委員会で考えていただいて、大きな枠組みについてはこちらで考えるなど、連携をうまく図っていただくようお願いしたいと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） その点は正におっしゃるとおりで、統計委員会や政府全体の議論をまず踏まえ、そのラインを維持しつつ、その中で特に厚生労働省の統計に対して何が必要か、何をやるべきかの検討をするのがこの検討会かと思っております。そういう意味では、しっかり連携をとって、逆にこちらの検討会から色々統計委員会に御相談させていただければと思います。

○西村委員長 それは前広によろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、資料4-2の遡及推計について、何か御質問、御意見等があればお願いいたします。

それでは、取りまとめたいと思います。

まず、前半部分の統計委員会からの情報提供の要望に対する回答では、統計委員が取りまとめた「第一次再発防止策」を踏まえて厚生労働省が8月に公表した「厚生労働省統計改革ビジョン2019」や、近日中に公表予定の「工程表」に沿った再発防止策の説明がありました。

具体的な対策としては、来年度以降、①統計の企画・公表・データ保管など一連のプロセスを可視化したガイドラインを作成し、当該ガイドラインに基づいた定期点検のための体制整備を行うほか、②学識経験者等による「データ利活用検討会（仮称）」や、厚生労働統計の在り方を検討していく検討会が設置されるということでもあります。また、統計人材の確保・育成の観点からすれば、③人材システムや研修システムの見直しを図るほか、④

外部人材の積極活用や、⑤若手・中堅職員で構成されるプロジェクトチームの設置なども、今年度から順次取り組むということであります。更に、⑥内閣官房から派遣された統計分析審査官と連携して外部からのチェック体制を整備するとされております。

統計委員会としては、こうした取組が真に実効性のあるものになっていくかどうかについて、しっかりと見ていきたいと思っております。その際に、以下の点を強調しておきたいと思っております。

まず、組織的な再発防止策という点では、不正事件の防止や、不祥事が起きた場合の対処方法も重要ですが、一番大事なものは、組織体制や組織文化が健全であることだと思っております。日頃から「風通しの良い組織」にし、問題の隠蔽や先送りといった「事なかれ主義」を一掃できるかどうか注目しております。

また、旧厚生省作成統計と旧労働省作成統計では、母集団や標本抽出の仕方、調査項目の選択に関する合意形成の仕方などで相違がかなりあるように見受けられます。こうした問題については、厚生労働省内で真剣に議論していただきたいと思っております。この点は、利用者にとって非常に重要な点ですので、よろしく願います。特に利用者の観点に立った——利用者というのは政策担当者、それから様々な市場関係者を含めた民間の利用者ということ想定しております。よろしく願います。

次いで、外部の声には耳を傾けるようになったかどうかということ判断の上では、長年、利用者からの批判が多い、毎月勤労統計調査の本系列の断層問題にどう取り組むかといった点や、作成方法や誤差に関する情報開示がどれだけ充実するかということに注目しております。

その際、統計技術的・学術的な課題については、全てを厚生労働省内で完結させようとせず、これは北村委員と同じことなのですが、統計委員会、内閣官房（統計分析審査官）、総務省（統計研究研修所ほか）などと連携し、外部の知見を活用していくことが重要だと思っております。この点は極めて重要で、専門家集団が出来ているわけですので、専門家集団の中で全体として整合的になるよう持っていく必要があると思っており、統計委員会はその専門家集団のいわば一種の司令塔として考えていきたいと思っております。

後半のテーマである遡及データの推計については、これから大臣がいらっしゃるのので、その後でお話ししたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 ただ今、総務大臣が到着いたしましたので、一度、議事を中断します。しばらくお待ちください。

（高市総務大臣入室）

○西村委員長 ただ今、高市早苗総務大臣がお見えになりました。

冒頭、採択しました建議につきましては、高市大臣がお見えになりましたので、お渡しいたします。

（西村委員長から高市総務大臣に建議書の手交）

○高市総務大臣 誠にありがとうございます。

それでは確かに賜りました。ありがとうございます。

○西村委員長 それでは、高市総務大臣から所感などがあればお願いできますでしょうか。

○高市総務大臣 皆様、おはようございます。

本日が第6期統計委員会の最終回となりました。少々、寂しい気持ちもございますが、この間、西村委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、特に今年の6月の第一次再発防止策に続きまして、重点審議事項につきましても熱心に御審議を賜りまして、心から深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

そして、また点検検証のための部会を1月に立ち上げていただきましたが、ここに至るまでに点検検証に関することだけでも約30回の御審議をいただいたと伺っております。これも深く感謝を申し上げます。

特に毎月勤労統計調査に係る問題をはじめ、たくさんの重点審議事項についての御審議を賜りましたけれども、また今回の、特に毎月勤労統計の問題に関しましては、この統計委員会の存在の大きさ、しっかりと多くの方が実感をし、また、敬意を表した、そのように考えております。

国会の場におきましても、この統計問題は国政の重要課題として扱われました。西村委員長にも、また、北村委員長代理にも、何度も何度も国会の場で専門的知見から御答弁を賜り、心より感謝を申し上げます。また、敬意を表させていただきます。ありがとうございました。

本日賜りました建議の結果をしっかりと各府省に徹底をさせていただきまして、今後、私たちは公的統計の品質の向上と、そしてまた信頼の確保に努めてまいります。引き続き、専門家の皆様方には様々な場面から私ども総務省に対しまして御指導賜りますようお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございました。

(カメラ撮影終了)

○高市総務大臣 本当に委員の皆様方、改めましてありがとうございました。お疲れさまでございました。

○西村委員長 高市総務大臣におかれましては、他の公務がございますので、ここで御退席なさいます。

高市総務大臣、本日はありがとうございました。

○高市総務大臣 ありがとうございました。

(高市総務大臣退室)

○西村委員長 それでは、審議に戻ります。

後半のテーマである遡及データの推計について、取りまとめたいと思います。

本日の報告で、平成16～23年の遡及推計におおむねめどが立ったことが確認できました。年初に統計委員会担当室が提案した方法をベースにして、半年以上かけて完了まであと一歩のところまでこぎ着けた関係者の労をねぎらいたいと思います。

今後、実際に公表計数を作成する段階で、スライドの最後のページのような新たな課題が出てくることも考えられますので、厚生労働省は、統計委員会担当室と緊密に連絡をとりながら、一刻も早い公表をお願いします。

いずれにしても、厚生労働省の今後の取組については、統計法施行状況報告審議を活用するなどして、統計委員会として継続的にフォローアップしていきたいと思っております。

一度失われた毎月勤労統計調査の信頼を回復するのは容易なことではありません。しかし、これから申し上げる3つの点が備われれば、信頼は必ずや確保できると思っております。1番目は、都合の悪いことは、速やかに明らかにするという「バッド・ニュース・ファーストの徹底」。2番目は、現在ではなく過去を含めた「情報開示」の徹底。3番目は、そのための強力な信念を持ったリーダーシップ、この3点です。

統計委員会がその職責を果たすために強いリーダーシップを発揮していくことは当然ですが、何よりもまず、厚生労働省において統計幹事を中心に省内の関係職員が統計の重要性を再認識し、信頼回復に全力を挙げて取り組むことを強く期待したいと思います。

それでは、次の議事に移ります。

白波瀬委員がお見えになりましたので、「諮問第131号の答申 国勢調査の変更について」の答申案を次の議題といたします。白波瀬委員からお願いいたします。

○白波瀬委員 すみません、御迷惑をおかけしました。それでは、よろしくお願いいたします。

国勢調査の答申案について、報告いたします。

本件につきましては、先月の委員会におきまして、1回目及び2回目の部会の審議状況について報告しておりますけれども、その後、9月2日に3回目の部会を開催し、答申案を取りまとめるに至りましたので、報告いたします。

それでは、資料2-1の答申案を御覧ください。

まず、「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」につきましては、承認して差し支えないと整理いたしました。ただし、次に説明いたします「(2) 理由等」の「ウ 報告を求めるために用いる方法の変更」で指摘した事項につきましては、適切な対応を行うよう指摘しております。

次の「(2) 理由等」につきましては、まず、「ア 報告を求める個人又は法人その他の団体の変更」について、前回調査の結果を踏まえて変更するものであり、適当と整理いたしました。

次に、「イ 報告を求める事項の変更」のうち、「(ア) 現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項への変更」につきましては、本来は大規模調査の調査事項であるところ、簡易調査である前回の平成27年調査においても、東日本大震災の影響による人口移動の状況等を明らかにするため、緊急の措置として把握することとしたものですが、今回、従前どおり大規模調査の調査事項として位置付けるよう変更するものであり、実質的な変更を伴うものではないことから、適当と判断いたしました。なお、後ほど説明しますが、5年前の住居の所在地」につきましては、本委員会での御意見も踏まえまして、今後の課題において、簡易調査を含め、継続的な把握可能性の検討について指摘しております。

次に、2ページの「(イ) 住宅の床面積の合計(延べ面積)」を把握する調査事項の削除」につきましては、結果の利活用が乏しいものとなっているほか、別途実施されている住宅・

土地統計調査による代替可能性等を踏まえて削除するものであり、適当と整理いたしました。

次に、「(ウ)「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加・細分化」については、教育を取り巻く状況の変化を踏まえた施策ニーズに対応するため、図2のとおり、選択肢の追加・細分化を行うものであり、適当と整理いたしました。

次に、3ページの「(エ)「住宅の建て方」の補問の把握の順番の変更及び選択肢の例示の追加」については、回答に当たって誤記入が生じないように、図3のとおり、補問の把握の順番を変更するとともに、選択肢の例示の追加を行うものであり、適当と整理いたしました。

次に、「ウ 報告を求めるために用いる方法の変更」のうち、「(ア) オンライン回答用ID及び調査票配布方法の変更」についてです。前回調査では、オンライン回答用IDを先に配布し、オンライン回答がなかった報告者にのみ紙の調査票を後日配布する方法によって実施したところ、ほかの回収方法に比べてオンライン回答が最も高い回答率となった一方で、調査関係書類の配布方法が複雑になり、統計調査員による誤配布や、それに伴う地方公共団体における調査票提出世帯の確認・特定等の事務負担の増加といった問題が生じたとしています。このような前回調査における状況を踏まえまして、今回調査では、オンライン回答率の維持・向上に留意しつつ、統計調査員や地方公共団体の事務負担軽減等を図るため、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方法に変更する計画としています。今年実施された第三次試験調査の結果も踏まえまして、他の年齢層に比べてオンライン回答率が高く、また、調査票回答によらず、近隣住民の聞き取り調査の割合が高い若年層に対する広報の強化など、より一層効果的なオンライン調査の利用促進方策について検討するよう指摘した次第です。

次に、「(イ) 調査世帯一覧及び調査区要図の変更」について、これは統計調査員が記入するものですが、4ページの図4、図5及び図6のとおり、様式の一部変更を行う計画としております。これにつきましては、後ほど説明する抽出速報集計の廃止に伴って、当該集計に用いるために設けてきた項目の削除や統計調査員が記入するに当たっての分かりやすさに配慮した変更を行うものとなっております、適当と整理いたしました。

次に、5ページの「エ 報告を求める期間の変更」についてです。調査開始時期を4日程度遅らせるとともに、前回調査時に発生した豪雨災害への対応として設けた調査実施期間の延長規定を削除する計画です。これらについては、先ほど説明しましたとおり、今回調査では紙の調査票とオンライン回答用IDを同時配布するよう変更することに伴いまして、前回調査における調査関係書類の二段階配布や紙の調査票を配布する報告者の選別等に要する作業期間を考慮する必要がなくなったため、調査実施期間を短縮するとともに、豪雨災害の影響を引き続き考慮する必要性も乏しいことから削除するものであり、適当と整理いたしました。

次に、「オ 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更」につきましては、利活用上の利便性等を考慮した結果、表の分割・統合等や利活用ニーズが乏しくなった抽出速報集計の廃止など、集計体系を見直すとともに、利活用ニーズの高い基本集計等の公表時期を1か

月早期化するよう変更するものです。これにつきましては、集計事務の効率化を図って公表時期を早期化するという、広く統計利用者のニーズに資するものであることから、適当といたしました。

次に、6 ページの「カ その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）の変更」については、先ほどの豪雨災害と同様、東日本大震災による影響を考慮し、調査困難地域における調査方法等を地域の実情に応じて一部変更して実施することを可能とする規定を削除するものであり、適当と整理いたしました。

次に、「2 「諮問第 68 回の答申 国勢調査の変更について」（平成 26 年 10 月 20 日付け府統委第 99 号）における今後の課題及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）への対応状況並びに今後の課題」についてです。前回答申及び第Ⅲ期基本計画で指摘されている各課題について、その対応状況を確認した上で、更なる対応を図る必要がある点について、今後の課題として指摘しております。

初めに、「（1）オンライン調査の更なる利用促進方策の検討」については、先ほど説明しましたとおり、今回の調査においてオンライン調査の実施方法を一部変更することに伴いまして、オンライン回答率への影響や今回の変更目的でもある地方公共団体の事務負担軽減の効果について十分な検証を行い、その結果を踏まえまして、令和 7 年に実施する次回調査に向けて、更なる有効かつ効果的な方策について検討することを求めています。

次に、「（2）調査票の任意封入提出方式の継続実施」についてです。これについては、前回調査から調査票の記入不備の改善や統計調査員による調査票への記入支援などの円滑な実施のため、調査票を封筒に密封して提出するか否かの判断を報告者に委ねる任意封入方式を導入したところ、回収時における調査票の点検が可能となりまして、記入不備や未記入状況の一定の改善効果が認められたとして、今回の調査でも引き続き導入することとしており、調査結果の正確性の確保及び地方公共団体の審査事務の負担軽減にも資するものであることから、適当と判断いたしました。

次に、「（3）集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善」についてです。これについては、前回調査から、オートロックマンション等の調査困難世帯への対応や調査員確保対策の一助として、大規模な集合住宅の管理会社や社会福祉施設等の運営法人等への調査員業務の委託を可能としたところ、地方公共団体の事務負担軽減に寄与する一方で、入居するマンションの管理人や施設管理者等、報告者にとって身近な者が統計調査員となることによる報告者の忌避感や調査結果の正確性・信頼性の確保及び円滑な調査実施等への影響も懸念されることから、調査票情報の秘密保持等の徹底を図るなど、引き続き、必要かつ万全な対応方策について検討することを求めています。

次に、「（4）市町村の判断による郵送回収方式の見直し・改善」については、前回調査において、各市町村の判断で郵送回収の導入を可能としたところ、市町村全体の約 8 割において郵送回収が広く実施された実績を踏まえまして、今回調査においても引き続き同方式を導入しつつ、郵送提出された調査票の受付や記入状況の確認等を行う民間事業者の作業拠点を複数箇所に拡大するなどの見直し・改善を図ることとしており、報告者のプライバシー意識への配慮や市町村の事務負担軽減にも資するものであることから、適当と整理

いたしました。

次に、「(5) 簡易調査における「5年前の住居の所在地」の把握可能性の検討」についてです。これについては、先ほど説明しましたとおり、本来は大規模調査の調査事項である「5年前の住居の所在地」について、本委員会での御意見も踏まえまして、平成22年調査から今回調査までの把握結果の分析・評価を行うとともに、総務省が別途作成しております「住民基本台帳人口移動報告」による代替可能性についても整理・検討を行った上で、報告者負担にも配慮しながら、今後、簡易調査を含め、本調査において継続的に「5年前の住居の所在地」を把握することについて検討するよう求めています。

最後に、「(6) 不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等」についてです。本調査では、これまでも様々な広報活動が展開されておりまして、今回調査に当たっても、地方公共団体で実施した効果的な取組事例の情報共有を図るとともに、若年層への対応として、学校や職場を介した周知方法や、前回調査で周知効果が高かったとしているインターネット広告について、スマートフォンのSNSアプリへの広告掲載等の取組の充実を図ることとしています。これらについては、オンライン化の一層の推進等に一定程度資するものと考えられますが、本調査が全国民を対象として実施される我が国において最も基本的な調査であり、オンライン調査の促進や公的統計に対する国民の理解増進を図る上でも重要な役割を担うと考えられることから、今回調査で行う広報の取組の効果等について十分な検証を行った上で、その結果を踏まえ、更なる有効かつ公的な広報について引き続き検討するよう求めています。

少々、長くなりましたけれども、私からの答申案の説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。はい、清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。3点について申し上げます。

今回、答申案におきまして、3ページのウでございしますが、(ア)として、「オンライン回答用ID及び調査票配布方法について、同時配布することに変更する」とあります。私は、これは正に現実的であり、回収率や国民のオンライン回答率の向上に大変寄与するものと思います。これだけではなくて、地方公共団体の現場の負担を軽減するためということを、随所に意識して答申案としていただきましたことに感謝します。

7ページ目の(3)でございしますが、「集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善」、あるいは、「市町村の判断による郵送回収方式の見直し・改善」とございます。これらは、特にオートロックマンションの増加等は、調査員にとっては本当に訪問すること自体が困難な状況になっている中、現実的な対応と思います。

しかし、これらの御提案を浸透させていくためには、3点目でございしますが、最後に白波瀬委員がおっしゃいました8ページの「(6) 不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等」とあります。国勢調査は、正に基幹的な調査で重要な調査ですが、対象は国民全員にということですので、もう今からでも、来年は国勢調査がありますということ、そして、若い人たちに対しては、大学や職場、あるいはSNS等によっ

て、オンラインで答えられること、そして、一人一人の国民が大切にされるための調査であるということを情報発信していくことが重要だと思います。

これら3点を申し上げまして、今回の答申案について、本当に現場の実態に即した声を反映した案としておまとめいただきましたことに感謝します。市長経験者として複数回、国勢調査をさせていただいた実感を持って、来年の調査がこれに基づいて円滑に進みますことを願っております。どうもありがとうございます。

○西村委員長 非常に丁寧なコメントをどうもありがとうございました。

白波瀬委員、いかがでしょうか。

○白波瀬委員 大変ありがとうございます。力強いお言葉を頂戴し、ありがとうございます。

○西村委員長 特にありませんか。

○阿向総務省統計局国勢統計課長 ありがとうございます。しっかりと我々も頑張りたいと思います。またよろしく願いいたします。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。

今回の変更計画については、前回調査の経験も踏まえ、実査に携わる地方公共団体や統計調査員の事務負担軽減を図るため、オンライン調査の実施方法の変更などを行い、オンライン回答率の維持・向上に努めるものとなっており、その変更については、承認して差し支えないと考えます。

ただし、これまでも繰り返し述べてきたところですが、全国民を対象とする国勢調査は、公的統計やオンライン調査に対する理解増進を図る意味でも非常に重要であり、逆に言えば、国勢調査を中心として、統計調査全体に対しての理解増進を図ることになると思いますが、その意味でも非常に重要なものです。したがって、調査実施に当たっての広報の取組は極めて重要で、先ほどもございましたが、有効かつ効果的な方策について検討していただくということをお願いして参りました。

部会においては、これまでの取組に加え、若年者層への対応として、インターネット広告の充実、特に若年者層で利用率の高いスマートフォンのSNSアプリへの広告掲載の充実を図る等の説明があったとのことですが、来年の調査実施に当たっては、答申にも記載したとおり、第三次試験調査の結果も踏まえ、更なる有効かつ効果的な広報について引き続き検討することが必要と考えます。この点について、しっかりと対応していただくよう強く求めます。

その上で、来年の調査結果の実施状況について十分な検証・分析を行い、その結果を踏まえ、令和7年に実施する次回調査に向けて、更により良い調査計画となるよう、しっかりと見直し・検討を行っていただくよう、よろしく申し上げます。

なぜこのようなことを申し上げるかといいますと、5年ごとの調査ですので、しばらく時間が経ってしまって、また後で検討するよりも、終わった時にきちんと検証し、次のことをすべきかを前広に検討していく、そういう形でお願いしたいと思っておりますので、わざわざこのような文章を入れております。しっかりと検討をよろしく願いいた

します。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「国勢調査の変更について」の本委員会の答申は、資料2-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

「諮問第132号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」の答申案です。

白波瀬委員から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、よろしくお願いいたします。

賃金構造基本統計調査の答申案について報告いたします。

本件につきましては、先月の委員会において、2回目及び3回目の部会審議の状況について報告したところですが、その後、8月30日及び9月10日に4回目、5回目となる部会審議を行い、答申案を取りまとめるに至りましたので報告いたします。

それでは、資料3-1の答申案を御覧ください。

まず、「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」については、承認して差し支えないと整理いたしました。ただし、「(2) 理由等」の「ア 報告を求める事項の変更」及び「ウ 集計事項の変更」について、計画の修正を行うよう指摘しております。

それでは、今回の答申案で修正を行うように求めている事項と今後の課題を中心に説明いたします。

初めに、「(イ)「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除〔事業所票〕」につきましては、従来の事業所票における新規学卒者の初任給額及び採用人員を削除しまして、従来の個人票における各労働者の「最終学歴」、「年齢」、「勤続年数」等の事項を基に、新規学卒者に該当すると考えられる者について集計した平均所定内給与額により代替することとしているものです。これについては、おおむね適当と整理する一方で、3点指摘しております。

1点目としまして、調査結果の正確性を高める観点から、2ページの図2のとおり、新規学卒者に該当する者を把握する調査事項を追加するよう指摘しております。また、2点目といたしまして、従来は最も多くの新規学卒者に適用されている初任給額を把握していたのに対しまして、今後代替することとしている新規学卒者の所定内給与額は、抽出された労働者のうち、新規学卒者に該当する者の通勤手当等を含んだ平均所定内給与額となり、調査結果には一定の差異が生じることとなるため、結果公表に当たっては、今回の変更内容等について、具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、これまでの調査結果との比較分析に資するデータを併せて提供するよう指摘しています。更に、3点目として、初任給額に係る集計結果の公表時期については、今回の変更に伴い、従来の調査実施年の11月下旬から調査実施年翌年の3月公表へと大幅に遅れることになることから、厚生労働省は、調査

業務の効率化を図ることにより、1か月程度早期化したいとしているものの、統計利用者への影響等を踏まえまして、可能な限り、更なる公表の早期化に努めるよう指摘しています。

次に、3ページの「(ウ) 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化〔個人票〕」につきましては、従来の個人票における労働者の「最終学歴」を把握する調査事項について、図3のとおり、「大学・大学院」、「高専・短大」の選択肢をそれぞれ細分化するものであり、おおむね適当と整理しています。ただし、一般労働者と短期労働者が同様の属性である場合の賃金比較等の結果は、政策の企画立案上の重要なデータともなり得るものであることから、図4のとおり、一般労働者のみならず、短時間労働者も含め、全ての常用労働者について「最終学歴」を把握するとともに、一部の事業所では短時間労働者の「最終学歴」を把握していない場合も想定されることから、「不明」の選択肢を追加するよう指摘しております。

次に、4ページの「(エ) 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等〔個人票〕」につきましては、職業構造の変化等も踏まえつつ、職種区分の内容を日本標準職業分類との整合性に配慮した形に変更するとともに、図5のとおり、その把握対象とする労働者について、役職者を含む全ての労働者に拡大するほか、これに伴い、特定産業に属する事業所規模10人以上の事業所を対象として、各労働者が「生産」、「管理・事務・技術」のいずれの業務に従事しているかを把握する「労働者の種類」に関する調査事項を削除するものとなっています。このうち、職種区分の変更につきましては、おおむね適当と整理するものの、①職種区分のうち、「一般事務従業者」については、該当者も多く、多様な職種が内包されると想定されることから、日本標準職業分類の小分類単位の区分を参考に細分化すること、また、報告者が回答する際の分かりやすさ、誤回答防止の観点から、各職種区分に該当する職業について、具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、統計利用者の利便性に資する観点から、職種区分の新旧の対応表を併せて提供するなどの対応を行うことについて指摘しています。

次に、5ページの「(カ) 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除〔個人票〕」につきましては、これまで最低賃金の審議に資することを目的に、特定産業の小規模事業所に限定して調査していたものですが、これまでの利活用状況に鑑み、調査する必要が乏しくなったとして、図7のとおり、削除することとしております。これについてはおおむね適当としましたけれども、削除することに伴い、報告者が回答するに当たって紛れが生じないようにするため、図8のとおり、「きまって支給する現金給与額」には、これらの3手当が含まれることを注釈として追記するよう指摘しております。

次に、6ページの「(キ) 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合」につきましては、おおむね適当と整理しましたが、既に説明しましたとおり、「最終学歴」の選択肢区分の細分化や「きまって支給する現金給与額」の注釈の追加等に伴い、報告者の見やすさや記入のしやすさ等を考慮したレイアウトとなるように見直すことを指摘しています。

次に、7ページの「イ 報告を求める方法の変更」については、①のとおり、オンライ

ン調査の導入や電子媒体による提出の全面導入、③のとおり、報告者が希望する場合に、事業所内の全労働者について回答を可能にするように変更するものですが、これらについては、報告者の利便性の向上や統計調査業務の効率化に資するものであるため、適当と整理しております。

次に、「ウ 集計事項の変更」については、調査事項の変更に伴う集計事項の変更とともに、精度確保の観点から、表章困難な集計事項を削除する計画であり、おおむね適当と整理しておりますけれども、更なる統計ニーズに資する観点から、企業規模 10 人以上の事業所における一般労働者に関する集計事項として、職種大分類別集計に、ここに記載の集計事項を追加するよう指摘しています。

続きまして、「2 「諮問第 127 号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」（平成 31 年 4 月 26 日付け統計委第 11 号）における今後の課題への対応状況及びこれに係る今後の課題」についてです。これについては、前回答申が 4 月とあまり時間も経っておりませんので、まだ検討・検証中の課題もあることから、現時点での対応状況等を確認した上で、取組の更なる推進を求めるとともに、更なる対応を図る必要がある点について、今後の課題として指摘しております。

初めに、「(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供」については、毎月勤労統計調査との比較、また、賃金水準に関する類似統計である人事院の「職種別民間給与実態調査」及び国税庁の「民間給与実態統計調査」との比較のいずれについても検討中となっていることから、引き続き当該取組を推進するとともに、本調査が賃金に関する中心的な統計調査として幅広く利用されている極めて重要な調査であることに鑑み、その検討状況についても、統計利用者に対して積極的に前広に情報提供を行うよう求めています。

次に、「(2) 個人票における匿名データの提供検討」については、企画部会において、平成 30 年度統計法施行状況に関する審議事項となっていることから、同部会におけるこれまでの検討状況を踏まえて作成しております。具体的には、本課題については、事業所調査の匿名データ化の前例がなく、他の事業所調査とともに共通する横断的な課題も想定されることから、丁寧かつ慎重な対応が必要との認識に立った上で、まずは統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとし、調査実施者である厚生労働省には、その検討に積極的に参画し、その結論が得られた後に、本調査の匿名データの作成・提供の検討を進めることを求める内容としております。また、この検討に当たっては、従来の情報の削除による匿名化を図る方法にとらわれず、新たにノイズを加えることによって、報告者を特定できないようにする手法も含めまして、具体的な利活用を考慮した匿名化の方法について検討することも併せて求めています。なお、本事項につきましては、本日の本統計委員会後に開催予定の企画部会において審議予定となっていることから、その審議結果を踏まえた上で確定したいと考えております。

次に、「(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討等」については、8 ページから 9 ページにかけて、5 つの課題を挙げております。このうち、①、②及び④につきましては、厚生労働省の対応状況は、おおむ

ね適当と整理しております。一方、③の回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、今回、変更計画で所要の対応を図るとともに、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年調査結果まで遡った結果を公表・提供するとしており、変更自体はおおむね適当としましたけれども、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たっては、推計方法の見直しに伴って生じる調査結果の変動について、十分かつ丁寧な説明を行うよう求めています。また、⑤の外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実については、今年7月に実施した調査で、初めて外国人労働者の在留資格を調査したところであり、調査結果もまだ出ていない状況であることから、その調査結果も踏まえまして、統計ニーズへの的確な対応等の観点から、引き続き検討を推進することを求めています。

最後に、「3 その他の今後の課題」についてです。今回の変更計画では、重要な変更が多数行われる内容となっていることから、厚生労働省には、今回の調査計画の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、本調査を取り巻く社会経済情勢や利活用ニーズの変化に基づく検討等を行い、これらの結果を踏まえまして、今後も適切に調査計画の見直しを行うよう、課題として指摘しております。

少々長くなりましたけれども、私からの答申案の報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問、あるいは御意見等ございますでしょうか。はい、野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 今回の答申案の2ページ目の文章のところの最後の方ですけれども、初任給の公表時期につきましては、御審議をお願いしましたところ、まずは1か月ほど当初の計画よりも早めていただき、更なる早期化も御検討いただくということで、前向きな御回答をいただきましてありがとうございました。よろしく申し上げます。

それにつきまして、経団連からもヒアリングもしましたところ、例えば、春闘の労使協議に影響があるという答えなどもあり、公表時期の変更はかなり利用者に影響が大きいと思いますので、今後、この統計に限らず、できれば諮問の中に、明示的にいつをいつにする計画だということを記載していただくと助かるなと思っております。

○西村委員長 大丈夫ですか。

○白波瀬委員 この時期で明示的にですか。

○野呂委員 そうではなくて、今後の別の統計などでも公表時期の変更がある場合は、それを明確に記載していただくような諮問書を作っていただくと、利用者側も検討しやすいかなと思うのです。

○西村委員長 一般的な話ですね。

○白波瀬委員 基本的に、明確に時期を提示することが重要であることは承知しているのですが、本答申にあつて多方面にわたる大きな変更が色々ございまして、その変更にあつてのコストとベネフィットについて天秤にかけた結果の結論というのもございます。公表時期については、部会の中でも、利用していただく方がいて初めて統計の意義がでてくるところもあり、十分検討させていただいたのですが、現時点では「出来る

だけ早く」ということが最大限ということでした。厚生労働省においては、努力していただきますようお願いいたします。

○**中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長** 取りあえず、事業所票と個人票を統合し、事業所票の審査が今回なくなるので、その分、業務の効率化を図り、十分早期化は可能だと考えておりますので、努力していきたいと思っております。今のところは努力していきたいという回答になりますけれども、しっかりやっていきたいと思っております。

○**西村委員長** どうもありがとうございます。それでは、一般的なことについては、統計委員会担当室の方で引き取って、今後の検討としたいと思えます。

清原委員、どうぞ。

○**清原委員** ありがとうございます。

8ページの(2)の「個人票における匿名データの提供検討」についてです。この点については、厚生労働省におかれては、本調査が事業所を対象に実施していることから、個人票に係る匿名データの提供だけではなくて、事業所票に係る匿名データの提供も併せて行うということで、前例のない中、取組について検討をスタートさせていらっしゃいます。その中で、この答申案では、厚生労働省がこの検討に積極的に参加しつつ、まず、統計研究研修所での支援を受けて、統計委員会で一定の方向性を示していくということが明記されています。これはとても重要なことだと思ひまして、是非、厚生労働省におかれましては、前例がないことに意欲的に挑戦される中、是非、統計委員会との連携を一層強化して、より適切な個人票における匿名データ及び事業所票における匿名データの有効な連携・公表について努力していただければと心からお願い申し上げます。

以上です。

○**西村委員長** ありがとうございます。次いで開催する企画部会で、もう一度、このテーマを取り上げますので、その審議も踏まえた形で、これも多分、場合によっては書き変えなければいけませんので、この点については保留とさせていただきます。

それでは、取りまとめたいと思ひます。

今回の変更計画については、第Ⅲ期基本計画や前回答申における課題を踏まえた抜本的な見直しを行う内容となっております。日本標準職業分類と整合的な職種区分への見直しや、短時間労働者を含む全ての労働者について「最終学歴」を把握するよう変更するなど、賃金の構造を捉える重要な基幹統計調査である本調査において、このような改善が図られたことについては評価したいと思ひしております。

一方で、初任給額の把握方法の見直しや、回収率を考慮した形での労働者数の推計方法の変更等については、報告者負担の軽減やデータの精緻化を図るための変更とはいえ、これまでの調査結果と一定の差異が生じることとなるため、調査結果の公表に当たっては、答申にも記載のとおり、具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、過去の調査結果との分析に資するデータ提供を行うことが重要かつ不可欠であります。調査実施者においては、適切かつ確実にこれを実施していただくよう、強く求めます。

それから、本調査については、今後の課題で指摘している事項についても検討を進める

ことはもとより、今回変更する内容についても、しっかりと検証を行うとともに、利活用ニーズの変化等を踏まえて、更により良い調査とするため、引き続き見直し・検討が行われるようお願いしたいと思います。

なお、答申案の「今後の課題」の「個人票における匿名データの提供検討」の部分については、これまでの企画部会における検討状況を踏まえて作成しておりますが、本日、本委員会に引き続き開催される企画部会において審議される予定となっております。その結果を踏まえて、修正する必要がある可能性があります。

つきましては、仮に修正の必要が生じた場合につきましては、その修正内容につきまして、私に御一任いただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「賃金構造基本統計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料3-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、計5回もの長きにわたる部会での御審議、本当にどうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

平成30年度における官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況についてです。

官民の統計コストについては、昨年6月の統計委員会で各府省の削減計画が報告されて、了承いたしました。

今回は、取組の初年度となる平成30年度のフォローアップです。

それでは、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○阿南総務省政策統括官(統計基準担当)付参事官 政策統括官室です。統計コスト削減の取組、フォローアップを行いましたので、説明させていただきます。

資料5-1の1ページを御覧ください。最初に統計コスト2割削減の取組の概要を説明させていただきます。対象となります統計は、e-Statに掲載されている統計、680統計としております。削減目標の対象とするのは、統計調査の実施者・作成者及び報告者、ユーザーの時間コストが対象です。平成29年度を基準年として、そこから令和2年度までの3年間で時間コスト、つまり、各府省の職員等の統計作成者が作成に要する時間、統計報告者が報告に要する時間、統計ユーザーが統計の利用に要する時間を政府全体で2割削減することを目標としております。この目標を達成するため、各府省におきまして所管統計の取組事項を記載した削減計画を決定しておりまして、昨年6月の統計委員会に報告させていただきました。今回、資料5-2に付けさせていただいております。昨年のもより若干、微修正しておりますが、基本的には同じものです。

続きまして、2ページを御覧ください。今般行いました取組状況の確認の結果です。各

府省から平成 30 年度の削減計画の取組状況について報告を受けております。報告者コスト、ユーザーコスト、作成者コストの順に主な取組を記載しております。まず、報告者コストですけれども、3 年間の削減計画で予定している取組の約 45% に当たる 180 の取組が実施されております。調査の廃止について 6 統計、調査周期の見直し 1 統計、報告者数の削減 16 統計などの取組が行われております。

次に、3 ページを御覧ください。統計ユーザーコストに関する取組ですけれども、まず、1 つ目ですけれども、e-Stat を使いやすくすることによって、ユーザーが統計を検索してダウンロードして加工する時間を削減する取組です。最初に e-Stat の機能向上とありますけれども、ユーザーがほしい統計を探す手間を短縮するため、複数の条件で検索できる機能が追加されております。

その次に、データ提供形式のデータベース化とありますけれども、e-Stat に掲載された統計を利用者のシステムで自動的にダウンロードして加工することを可能とする A P I 機能を利用できますと、利用者の手間が大幅に短縮できます。A P I の利用を可能とするためには、e-Stat の掲載データをデータベース化する必要がございますので、これを進めてきています。その結果、A P I リクエスト件数が大幅に増加しておりまして、平成 29 年度には 3,700 万件だったものが平成 30 年には 7,300 万件、約倍増しています。

最後に、調査実施者・作成者コストですけれども、オンライン調査の推進によるオンライン回答率の向上や調査項目の削減、民間委託の推進等によって調査実施者の作成コストの削減を進めています。

以上、説明したとおり、各府省が計画に記載した取組は、これまでのところ、順調に進んでいると考えられます。取組による削減時間の計算は、最終的なフォローアップの年に行うこととしておりますけれども、初年度である平成 30 年度の取組について、総務省の方で粗々試算してみますと、e-Stat 掲載データベースの A P I の利用が急速に伸びていることから、3 年 2 割削減の目標に対して 1 年目にしておおむね 1 割以上減っているのではないかと試算されます。残り 2 年ありますけれども、引き続き目標達成に向けて取組を進めたいと思います。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。

各府省におかれましては、統計の品質確保や利活用促進の観点にも留意しつつ、政府全体で統計に関する官民コストを 3 年で 2 割削減するという目標達成に向けて、今後も着実に取り組んでいただくよう、お願いしたいと思います。

統計委員会としても、引き続きフォローアップをしてまいりたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。

令和 2 年統計改革に関するリソースの要求状況についてです。

それでは、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官 説明させていただきます。

リソースの要求状況です。資料6を御覧いただければと思います。

まず、こちら、本年7月18日に統計委員会の方から建議を出していただきましたリソースの関係の建議、これに基づきまして、今年の夏に各府省において予算、機構、定員に関して要求が出されております。その状況を取りまとめたものです。

まず、予算です。「Ⅰ 予算要求」の1.にございますとおり、全体としまして総額139.2億円の要求がなされているところです。従前ですと、大きな項目としましては、統計の整備、あるいは利活用という項目がございましたけれども、今般はそれに加えて、ガバナンスの確立、プロセスの適正化、そして人材の確保・育成といった項目について強調されていまして、それら項目ごとに要求がされています。

2.のところは主立った要求状況について記載しています。

おめくりいただきまして、2ページ目、中段のところに府省庁別の要求内容がございます。こちらでは項目別、府省庁別の要求状況が記載されております。要求内容によりましては複数の項目にまたがるものもございまして、府省等別の各項目の合計と右の「合計」欄の値は合わない部分もございまして、ただ、府省別の「合計」欄が各府省別の要求の実数となっているところですので、御参照いただければと存じます。

3ページは御参考です。今回のリソース建議に限らず、統計関係の要求状況、全体でどうなっているのかを参考までに示したのが3ページの表1、それからそれを府省別に示したものが表2となっています。こちら、後ほど御参照いただければと存じます。

続きまして、4ページへお進みください。機構要求、定員要求がございます。「Ⅱ 機構要求」です。組織関係の要求ということで政令職、それから省令職として、それぞれ御覧のような要求が各府省から出されています。また、「Ⅲ 定員要求」については、今般、各府省から合わせまして71人の定員の要求が出ています。各府省、要求枠がそれぞれ限られておりまして、なかなか統計に関連した要求をすることができませんでしたけれども、令和2年度要求につきましては、統計委員会から出していただきました建議も踏まえまして、各府省においては例年よりも多くの要求がなされている状況です。

5ページ目の表を御覧ください。表の右側から2つ目のところ、「合計」欄は計71となっております。その横のところ、前年度の要求状況、25ですので、各府省、来年度要求におきましては多くの要求を出していただいている状況です。

最後、9ページ、御参考です。車の両輪となっておりますEBPMのリソースの状況について、内閣官房行革本部の方で取りまとめた資料も参考に付けさせていただきました。各府省、これらの要求を来年度に向けて頑張っており、今、要求している状況ですので、概要を報告させていただいた次第です。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告について、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。今回は建議というきちんとした方向性を出した形で各府省に要求を出していただきましたので、メリハリがある程度、できたものになっているのではないかと思います。今後はこれに対してどうなっていくかをきちんと見ていくことになると思います。

それでは、取りまとめたいと思います。

ただ今報告がありました各府省の統計リソースの要求状況について、統計委員会としても、引き続き注視するとともに、統計リソースの確保を支援していきたいと考えております。

また、各府省におかれましては、今後とも、各種課題の解決に必要なリソース確保に努めていただき、そのリソースを活用し、再発防止策も踏まえた統計の品質確保にしっかりと取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。

人口動態調査の変更についてです。

まずは事務局から説明をお願いします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 本調査については、既に今年の3月に厚生労働省から、平成16年以降、一部の都道府県において報告漏れが生じていたことが報道発表されているものです。同省では、データを精査した上で再集計を行うとし、これまで今年9月に予定されていた平成30年調査結果の確定数の公表時期を、今回に限り、3か月遅らせ、12月に公表するよう変更したいとしています。

この変更につきましては、統計法第9条第4項ただし書に規定する、統計委員会への諮問を要しない事項として、統計委員会決定である「統計委員会が軽微な事項として認めるもの」の例示の中には直接該当する事項がないことから、同決定の「軽微な事項か判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする」に基づき、西村統計委員長、関係する人口・社会統計部会の部会長である白波瀬委員に軽微な事項か否かについて御判断を仰いだところです。

○西村委員長 これについては、軽微な事項として処理するということはやむを得ないものと考えますが、統計の品質保証の観点から、統計委員会において、今回の事案の概要及び再発防止策の対応について、調査実施者からの説明が必要と判断したため、厚生労働省に説明を求めるものです。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いします。

○五十里厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室統計管理官 厚生労働省人口動態統計を担当しております統計管理官です。説明をさせていただきます。

人口動態統計でございます。皆様、御存じだと思いますけれども、市区町村に出された出生届や死亡届等を各市町村が出生証明書や死亡診断書といったものの情報を参考にしながら、届け出1件につき1枚の調査票を作成し、管轄の保健所、都道府県、こういったところでの審査を経て、厚生労働省に届くといった調査です。最近1年間で大体、調査票の枚数は300万件です。

厚生労働省はこの報告を受けて、調査票を取りまとめて公表しているわけですが、調査月の2か月後、届け出月の2か月後になりますけれども、件数のみを速報、5か月後に色々データを精査して月報を出しております。また、月報を1年間まとめて、出生率とか死亡率といった指標を付加して、翌年6月に年報の概数として公表しております。概数と言っておりますけれども、計数的にはほぼ固まっておりますので、統計利用者の利便性

の観点から、この時点で大々的にプレス発表して公表いたしております。

今回、平成30年については6月7日に公表いたしました。その後、月報以降に発生しました都道府県からのデータの訂正、あと死因の判明といったものを踏まえて、最終的にデータを確定させて、例年9月に確定数ということで公表させていただいております。したがって、6月に公表しております概数と、それほど計数的には変わらないのですけれども、データの最終確定といった意味合いにおいて、この時点で多くの分布統計表のようなものを作りまして、e-Statに掲載しております。e-Statに掲載している統計表の数は年間で約1,500になっております。今回、最終確定である確定数の公表時期を9月とする調査計画を定めておりますが、今年に限り12月に変更したいということです。

公表遅延の経緯ですが、先ほど審査官からもお話ありましたように、去年の確定数は平成30年9月26日に公表しておりますが、三重県から報告漏れが586件あったのですけれども、それを公表しております。今年に入って、複数の都道府県から同様の相談を受けました。このようなことで、私ども、今年2月に全都道府県に対し同様の事例がないか一斉点検をいたしました。その結果について、3月29日に公表し、4月16日の統計委員会・点検検証部会の第1ワーキングのヒアリングの際にも説明をさせていただきました。報告漏れの件数についてです。平成16～29年までですが、合計で2,005件になります。ただ、1年間の調査票枚数は約300万件ございますので、年当たりの漏れの割合で言いますと、0.00～0.03%となり、そういう意味では、幸いにも軽微な数です。

報告漏れの原因ですが、市町村からの調査票の作成漏れということで、具体的には届け出が外国の大使館で行われ、外務省を経由して本籍地の市町村に送付されるのですけれども、その場合、調査票を作らなくてよかったと思っていただけということが複数ございました。また、調査票の送付漏れ、具体的には保健所において調査票の処理を誤っていたことが判明いたしました。

今回、報告漏れの原因を見ていたのですけれども、市町村、保健所の職員、都道府県も含めてでございますが、多くの職員の方は正確に調査業務を行っております。ただ、一部、認識が足りなかったり、送付の確認を十分やらなかったということで、残念ながら、漏れが発生したということです。最近増えていたということもあるのですけれども、そこについては、確かな話は良く分からないのですが、思うに市町村、保健所では人手不足といったことも聞いておりますので、そのようなことも背景にあるのではないかと考えています。

いずれにせよ、厚生労働省では、今後、このような事態が起これないように各都道府県に対して注意点について通知をいたしました。そして、管下の保健所、市町村の事務担当者へ周知徹底を図っております。また、この点に関しましては、やはり認識が足りないとか、注意力が足りなかったという話もありますので、私どもとしては、更に分かりやすいマニュアル等の整理、あと、事務担当者がシステムを使ったりするのですけれども、報告漏れがアラームで出るような警告するシステムの改修、あとは自治体への実地監査も今、始めていまして、自治体の担当者との意見交換といったもので調査現場との意思の疎通を図っています。

また、この結果として、私ども、基幹統計ですので、基幹統計としての正確性と品質向

上を図る観点から、平成 16～29 年の 14 年分について、既に公表しておりました統計表の再集計を行い、順次公表することにしていきます。

今回の変更案です。資料の前半に記載してはありますが、今回、平成 30 年の確定数の作業を進めるに当たって、過去の年次推移を含む統計表を作成することを調査計画に定めております。したがって、その公表に当たっては、今回の報告漏れをきちんと含めた最終結果を統計表に反映させなければいけないと考えておりました。しかしながら、再集計の過程において、平成 16～29 年までの再集計のプログラム確認、データの確定、結果表の作成や確認といったものに多少時間がかかってしまい、平成 30 年の確定数の公表に限って、期日を遅らせたいという趣旨でございます。

変更内容につきましては、2 つめの「・」に記載してございますが、従来の公表期日に、ただし、平成 30 年の確定数は令和元年 12 月に確定するといったことを追加をして、3 か月、少し後ろ倒しにさせていただきたいということでございます。

なお、元々 9 月と期限を記載しておりましたので、9 月末までに何とか公表しようと、ぎりぎりのタイミングまで待ってしまい、その結果として、総務省への御相談が今月になってしまった点につきましては、大変申し訳なく思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の質問を踏まえて何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。

ただ今、御報告がありました人口動態調査の報告漏れに伴う公表時期の変更の件については、大変遺憾であると考えております。

厚生労働省におかれましては、再びこのような事態が生じないように、適切かつ再発防止策を講じることを強く求めます。

更に、報告漏れを 3 月に発表しているにもかかわらず、かつ、9 月に確定数を公表することを明確にしているにもかかわらず、公表時期の変更に関する説明が 9 月 30 日のぎりぎりまでなかったことについても極めて遺憾であり、遅くとも 8 月までには報告がなされるべきであったと思います。それほど重大な問題ではないとは思いますが、やはりきちんと仕組みを守っていただきたいと思います。厚生労働省におかれては、適時かつ適切な調査計画の見直しを行うよう、併せて強く求めたいと思います。

今後、統計委員会としても、その取組状況について、しっかりと注視していくこととしたいと思います。

本日用意しました議題は以上です。

本日の統計委員会で、平成 29 年度 10 月から始まった今期（第 6 期）の統計委員会委員による審議は最後となります。御多用の中、2 年間にわたり審議の円滑な進行に御協力いただき感謝いたします。

ここで簡単に振り返らせていただきたいと思います。第 6 期が始まった平成 29 年 10 月は、統計改革推進会議の最終取りまとめを受けて、1 年前倒しで統計改革の具体的なアクションプラン、公的統計の基本計画の審議の真っ最中でありました。本委員会での審議を

経て、平成 30 年 3 月には取りまとめられた第Ⅲ期の公的統計基本計画では、国民経済計算を軸として経済統計の改善を図ることが大きな柱として盛り込まれ、これに基づき、国民経済計算の加工・推計方法の改善や、国民経済計算の基準年推計の基盤となる産業連関表の大改革を推進してきたわけです。

また、平成 30 年 6 月には、改正統計法が施行され、統計委員会には、統計の重点的な整備等について幅広く意見を述べるということが可能となる建議機能が付与されるなど、その機能が大きく強化されました。これを受けて、委員会では、これまでの審議結果のフォローアップを精力的に進めるとともに、法改正によって付与された建議機能を活用し、毎年度、各府省の概算要求の検討に資するため、統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議を取りまとめてまいりました。

一方、平成 30 年末に、毎月勤労統計調査における事案が明らかとなり、統計委員会としては、平成 31 年 1 月に速やかに委員会を開催し、毎月勤労統計調査に対し改善を求めるため、統計法の施行状況に関する意見を出しました。その後も、遡及推計の在り方をはじめとした毎月勤労統計調査の審議にとどまらず、点検検証作業など公的統計全体の品質管理を目指した取組について、活発な議論を進め、本日、総務大臣に建議を行いました。

この激動の 2 年間、統計委員会がその役割を果たしてこられたのは、委員や関係者の皆様の御尽力があったからこそだと考えております。これまでの 2 年間の皆様の御尽力への感謝をもって、私の挨拶としたいと思います。

どうもありがとうございました。

なお、事務局からも御挨拶があるそうですので、お願いいたします。

○長屋総務省総務審議官 事務局から西村委員長をはじめ、委員の皆様へ一言、御礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

この 2 年間、通常の諮問審議に加えて、統計行政の機能強化、改革、改善や公的統計に対する信頼回復に向けて熱心に御審議いただき、厚く御礼申し上げます。この間、委員会は 28 回、開催された部会、タスクフォース等は計 152 回に上ります。委員の皆様への御尽力に深く感謝する次第です。

事務局としましては、これまでいただいた御意見、御指導を業務に生かし、更に発展させることのできるよう努めて参る所存です。皆様には今後とも様々な場面で御指導いただきますよう、また、我が国の統計の改善・充実に引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これまで本当にありがとうございました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第 141 回統計委員会を終了いたします。